

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、営業職として不動産の売買交渉業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃に自宅で心肺停止状態となり、C医療センターに搬送され、ブルガダ症候群と診断された。
- 3 本件は、請求人が、請求人に発症した心肺停止、低酸素性脳症及び高次脳機能障害は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した上記疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃に心肺停止状態となり、心肺蘇生に成功したものの、その後遺症として低酸素性脳症及び高次脳機能障害を発症したことが認められる。請求人を救急搬送した救急活動状況についての回答書によれば、心肺停止時の心電図において心室細動が記録され、電氣的除細動によって正常調律に回復したことが認められることから、心肺停止の原因は心室細動であると考えられる。

そこで、請求人に発症した心室細動の原因疾患についてみると、D医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、請求人に発症した疾患名及び診断根拠を「ブルガダ症候群、誘導心電図でcoved typeの心電図異常あり。」としている。E医師も、平成〇年〇月〇日監督署受付の意見書において、「ブルガダ症候群によるものと判断される。」と述べている。一方、C医療センターの診療録の退院時要約には、ブルガダ症候群の確定診断には至らなかった旨、記載されている。

この点、日本循環器学会の2012年改訂版のブルガダ症候群の診療に関するガイドラインに提示された本疾患の診断基準に照らすと、C医療センターで実施されたサンリズム薬物負荷が陰性(saddleback型心電図からcoved型心電図への変化なし)であること等、ブルガダ症候群と確定診断しうる基準を満たしていないことが認められる。したがって、当審査会としては、請求人に発症した心室細動の原因疾患をブルガダ症候群とは特定しえず、心停止（以下「本件疾病」という。）とするのが妥当であると判断する。

請求人に発症した本件疾病は「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）に掲げる対象疾病に該当するので、以下、認定基準に照らして検討する。

(2) 上記認定基準の各認定要件について検討すると、次のとおりである。

ア 異常な出来事

請求人の本件疾病の発症直前から前日までの間の状況をみると、本件疾病発症前日は休日であり、同日午後には送金トラブルにより販売決済未達となる可能性が濃厚であった事案について上司から問合せないし督促の電話が何度かあった事実がうかがえるものの、この出来事は極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こし、又は緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常な事態とはいえ、異常な出来事に遭遇したとは認められない。

イ 請求人の労働時間の推計

(ア) 請求人の労働時間に関する審査資料としては、タイムカードに加え、「午前9時30分から始まる朝礼に間に合うように午前9時15分までには会社に到着していた。」旨記載された労災請求申立書や、「朝礼に合わせ会社には午前9時半前に出勤し、午後7時頃に退勤する。取引先も営業時間があるので退勤後に取引先を回ることは基本的にはなく、請求人は夜遅く業務を行っていたこともあるかもしれないが、このような場合、通常は電話やメールでやり取りし、その内容もメールでの資料の送付であった。」旨の会社関係者の申述がある。さらに、請求人が監督署長に提出した「ショートメールの説明一覧及び画像」（以下「ショートメール」という。）に時間外労働に関する記載があるほか、請求人の同僚や取引先関係者が、請求人の求めに応じ、請求人が連日深夜まで残業していた旨記載した回答書（以下「回答書」という。）を提出している。

(イ) 請求人及び監督署長による労働時間の算定

請求人は、回答書等を踏まえ、請求人の労働時間は本件疾病発症前1週間で30時間、発症前おおむね6か月間では、最も長い月で120時間、最も短い月でも100時間程度であるなどとする算定を行っている。

監督署長は、タイムカードの記録、会社関係者の申述及びショートメール等を踏まえ、2つの労働時間集計表を作成している。①1つは、終業時刻についてタイムカードを基礎として算定した労働時間集計表である。②もう1つは、ショートメールに送受信歴が残っている日について、その送受信の時間及びそれにかかる補足説明を最大限に考慮して（ショートメールに終業時刻の記載がある場合はタイムカードの記録とショートメールの記載のうち最も遅い時間を終業時刻と推定する）算定した労働時間集計

表である。

(ウ) 当審査会の採用する労働時間

請求人の算定した労働時間について、同僚や取引先関係者の作成に係る回答書の記載は、細部において不自然なほど文言が酷似しており、採用することはできない。そのほか、審査資料を確認したが、請求人の算定した労働時間を確認することのできる客観的な審査資料を見いだすことはできなかった。

一方、監督署長は、2種類の労働時間集計表を作成しているが、いずれも客観的な資料に基づいて緻密に算定したものであり、ショートメールによれば、請求人がタイムカード打刻後にも労働していた日があることは間違いないとみられるので、当審査会は、上記(イ)②の監督署長の労働時間集計表がより正確性が高いものであると判断する。

ウ 短期間及び長期間の業務上の過重な負荷要因

(ア) 短期間における労働時間

上記イを踏まえ、請求人の発症前1週間の労働時間をみると、請求人が同期間において過度の時間外労働を行ったことを明確に確認することはできない。もっとも、本件疾病発症前日及び発症2日前には、送金トラブルにより販売決済未達となる可能性が濃厚であった事案について上司との電話でのやりとりが何度かあり、また取引先と電話で交渉を行ったことがうかがえる。しかし、上司からの電話への対応はごく短時間とみられ、取引先との電話での交渉は約1時間ほどであるので、これらの労働があったことをもって、おおむね1週間以内に継続した長時間労働があったとみることはできない。

したがって、当審査会としては、請求人が本件疾病発症前の短期間において過重な長時間労働に従事したものと認められないと判断する。

(イ) 長期間における労働時間

上記イを踏まえ、請求人の長期間の労働時間についてみると、ショートメールの対応に要した時間を考慮しても、請求人の発症前1か月間の時間外労働時間数は4 1時間 5 4分であり、また、発症前2か月ないし6か月間にわたって1か月当たりの平均時間外労働時間数は発症前2か月目の3 6時間 4分が最長である。

したがって、当審査会としては、請求人が本件疾病発症前の長期間にわたって過重な長時間労働に従事したものと認められないと判断する。

(ウ) 労働時間以外の業務上の過重な負荷要因

精神的緊張についてみると、請求人の販売実績はノルマをはるかに超えており、送金トラブルによる販売決済未達は、その1件をもって直ちに解雇となるものではないことから、請求人の精神的緊張の程度が過重な負荷要因となるほど高いとまでは認められない。

勤務形態、作業環境等、そのほかの業務の過重性の負荷要因については、一件記録を精査しても、これを確認できるものはない。

したがって、当審査会としては、請求人が本件疾病発症前の短期間及び長期間にわたって、労働時間以外の業務上の過重な負荷要因があったものとは認められない。

(エ) 以上から、当審査会は、請求人が本件疾病発症前の短期間及び長期間にわたって過重な業務に従事したものと認められないと判断する。

(3) 請求人は、個体側リスク要因として、平成〇年〇月〇日の健康診断の結果、中性脂肪の高値（D要再検査）を指摘されているものの、治療を行っていることを確認できるものはなく、また請求人は〇歳ないし〇歳の頃より、1日15本ないし20本の喫煙をしていることが認められる。

(4) 以上のことから、当審査会としては、請求人に発症した本件疾病と業務との間に相当因果関係はなく、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。